

「ピラフルフェンエチル」及び「プロパルギット」の食品安全基本法第24条第1項及び第2項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「ピラフルフェンエチル」については平成19年3月5日付けで、「プロパルギット」については平成17年11月1日付けで、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大の申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。これらについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号、以下「法」という。）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定については、法第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後相当の期間内に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

これらについては、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであり、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、法第24条第1項の規定に基づく評価に併せ、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を上記と合わせて依頼するものである。

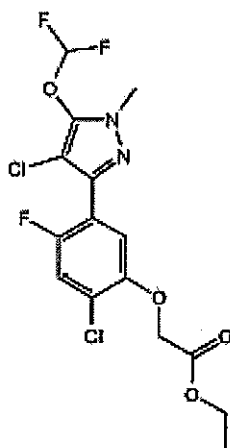
2. 評価依頼物質の概要

(1) ピラフルフェンエチル

本薬は除草剤であり、今回だいで、えだまめ、茶への適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされていない。

ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

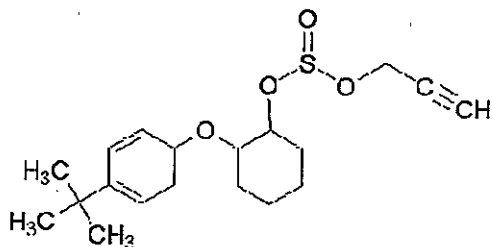


(2) プロパルギット

本薬は殺虫剤であり、今回みかん、もも、茶等への適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量 (ADI) として 0.01mg/kg 体重/日と設定されている。

なお、ポジティブリスト制度の導入に際して国際基準、農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。